平成２５年（フ）第２４号
秋田県由利本荘市西目町出戸字浜山１番地36
破産者　柳橋　雄一
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第７１号
栃木県足利市伊勢町４丁目11番地11
破産者　綿梅商店こと　常見　雄一
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第６９５号
埼玉県越谷市大字大里470番地２
破産者　吉内　浩一
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
埼玉県草加市谷塚町1603番地１　シティパレス谷塚Ａ―102号、開始決定時の住所埼玉県草加市両新田西町172番地２
破産者　小泉　弘道
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
埼玉県草加市谷塚町1603番地１　シティパレス谷塚Ａ―102号、開始決定時の住所埼玉県草加市両新田西町172番地２
破産者　小泉　弘明
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２８２号
埼玉県越谷市大字大房1139番地１　レックスハイム越谷307号
破産者　谷口　保司
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４２９号
埼玉県草加市八幡町1061番地６
破産者　武樋　正次
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４４４号
新潟市西区小針６丁目35番12号
破産者　三林美代子
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４５号
山梨県甲州市塩山上於曽526番地９
破産者　向山　一郎
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
静岡県伊豆市柏久保1274番地の１　キャメロット修善寺203号
破産者　樋川　光男
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第６１６号
広島市佐伯区皆賀４丁目18番30号
破産者　長岡　悦樹
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７７９号
広島県東広島市豊栄町能良甲1875番地
破産者　杉原　忠範
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７９６号
広島県東広島市志和町内90番地２
破産者　松本　秀巳
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０号
広島県尾道市御調町貝ケ原620番地
破産者　金野　芳博
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
山口市神田町１番８―106号　ハイツ神田
破産者　川藤　　誠
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４０５号
大分市牧３丁目４番12号　アリュール牧311
破産者　甲斐　輝美
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２００号
函館市神山町257番地31　チェリーＭ　１―Ｂ、開始決定時の住所函館市美原２丁目１番８―302号
破産者　田中　　宏
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１５１号
岩手県奥州市水沢区字川端199番地８、旧住所岩手県奥州市水沢区字川端171番地
破産者　小野寺　久
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１７０号
宮城県名取市手倉田字八幡495番地の１　エトワール八幡101号
破産者　小野寺俊夫
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係